

















改正において環境排出量ベースに変更した効果が薄れてきてまいりますので、これにつきましては原則使用しないことを予定しております。ただ、従来この番号を使用されていた方もいらっしゃると思いますので、そういった事業者に対しましては、具体的な用途情報をお聞きしながら適切な用途番号をご紹介しますといった取り組みをしていこうと思っております。

その次に、一部の用途分類につきましてはグループ化して用いることも検討したいと思っております。

また、スクリーニング評価用のものの用途分類を用いるということでお話をしておりますが、先ほど資料1において、問題点を解消すべく用途分類と排出係数を見直す予定になっておりますので、そちらが変わった場合には、こちらのほうの少量新規に用いる用途番号、それから排出係数に関しても同様に見直す予定にしております。

2ポツです。「排出係数及び排出量について」です。(1)排出係数を御覧ください。

現在のスクリーニング評価の係数につきましては、先ほどもお話がありましたように、蒸気圧や対水溶解度により幅のあるリスク評価用の排出係数を幾何平均した数値を使用しております。少量新規に関しましては、より安全サイドの排出係数とするために、リスク評価用の排出係数のうち、詳細用途分類ごとに、各ライフサイクルステージの媒体別最大排出係数を選択して、それらをまとめた詳細用途別排出係数を算出した後、その幾何平均値を採用する方向で考えております。後ほど、資料の別紙1と2を用いて詳細にご説明したいと思います。

また、少量新規、低生産に係る確認通知につきましては、製造と輸入を区別しておらず、輸入のみとして申し出たものであっても年度内に製造を切りかえる可能性もあるため、全ての申し出について、製造分の排出係数も加えたものとしたいと考えております。

その他、さらに廃棄段階の排出係数については必要に応じて検討を加えることといたします。

次のページを御覧ください。

排出量に関しましては、先ほどの(1)で計算しました排出係数に、事業者から出てきた製造・輸入予定数量を掛け合わせまして排出量を算出することとしまして、全国総量が政令で定める上限を超過する場合には、製造・輸入数量の数量調整等を行うことといたしたいと思っております。











—了—